

現場説明書（令和8年4月1日以降適用）

工事名：R8企総管 吉野川北岸工業用水道 取水場コントロールセンタ取替工事（一部債務負担）

法令及び規格

1 諸法令の遵守

受注者は、本工事の施工に当たり、次に掲げる関係法令及び工事に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 電気設備技術基準
- (2) その他関係法令等

2 適用規格

本工事における設計及び製作並びに材料等の品質規格は、設計書に定めるもののほか、次に掲げる規格に適合したものとする。ただし、監督員が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 日本産業規格（JIS）
- (2) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
- (3) 日本電機工業会規格（JEM）
- (4) 日本電線工業規格（JCS）
- (5) 電気共同研究（一般社団法人電気共同研究会）
- (6) その他関係規格、基準等

書類関係

1 図書の承諾

受注者は、次に掲げる図書を指定期日までに提出し、機器の設計・製作及び検査を実施する前に監督員の承諾を得なければならない。

- | | | |
|-----------------------------|-------------|------|
| (1) 図面類（外形図、組立図、展開接続図、施工図等） | 設計完了後速やかに | 2部 |
| (2) 納入機器及び材料の仕様 | 設計完了後速やかに | 2部 |
| (3) 立会検査要領書 | 検査予定30日前までに | 2部 |
| (4) その他監督員が指示する図書 | | 必要部数 |

2 提出書類

受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて作成した成果品（正・副各1部）を提出する。また、次に掲げる図書については電子データによる納品を基本とするほか、紙媒体により指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

- | | | |
|------------------------------|----------------|----|
| (1) 施工計画書 | 現場工事着手30日前までに | 2部 |
| (2) 工事打合せ議事録（電子メール等を活用しない場合） | 打合せ後7日以内 | 2部 |
| (3) 検査及び試験記録（速報） | 実施後7日以内 | 2部 |
| (4) 工事写真 | 工事しゅん工検査請求日までに | 2部 |
| (5) 完成図書 | 工事しゅん工検査請求日までに | 4部 |

ア 完成図面（外形図、組立図、展開接続図、施工図等）

イ 検査及び試験記録

ウ 取扱説明書

なお、完成図書のスタイルは、監督員の指示による。

- | | | |
|-------------------|--|------|
| (6) その他監督員が指示する図書 | | 必要部数 |
|-------------------|--|------|

設計及び製作

1 一般事項

現場説明書(令和8年4月1日以降適用)

工事名: R8企総管 吉野川北岸工業用水道 取水場コントロールセンタ取替工事(一部債務負担)

- (1) 機器は、使用条件を満足し、かつ、既設備と十分に協調のとれたものとするとともに、保守が容易で耐久性に優れた信頼性の高いものでなければならない。
- (2) 機器は操作が容易であり保守及び異常時の処置が安全・容易に行える構造とする。
- (3) 機器は交換周期の長い部品を使用する等ランニングコストを抑えたつくりとする。
- (4) 機器は耐震性及び耐雷性を考慮したものとし、常時発生する騒音は極力抑えたつくりとする。
- (5) 機器は、地球環境を考慮し、できる限り将来リサイクル可能な材料を選定するとともに、設計においては十分配慮しなければならない。
- (6) 使用する材料及び部品は、安全性・耐久性・互換性を考慮し、入手容易な汎用品から選定すること。
- (7) 製作完了後、工場内で諸試験を行い、不適當な箇所が発見された場合は、直ちに修正又は取替を行い、支障のないことを十分確かめなければならない。
- (8) 荷造りは、防湿等を考慮し、輸送上必要な注意事項を明記すること。また、適当な転倒防止処置等を講じ、輸送中に損傷のないよう十分留意すること。

2 機器の仕様

機器は、次の仕様を満足するものとする。

(1) 共通事項

- ア 機器は、個々に特性試験を実施し、合格したものでなければならない。
- イ 機器は、品名、型式、製造年月日及び製造者名等を銘板にて表示しなければならない。
- ウ チャンネルベースを新たに設置するものとし、必要に応じて取付け架台やアンカーボルト等を使用し固定するものとする。
- エ 主要部品には、回路図と照合できる記号あるいは番号を付すこと。
- オ 配線の端子接続部分には配線記号を付すか、配線記号を付したマークチューブ等を付すこと。
- カ ケーブルサポートを必要に応じて設けること。
- キ 各種ボルト類、支持金物、配線電材等、機器据付時に必要なものは用意すること。
- ク 各機器の付属品は、運転上及び保守上必要なものを用意すること。また、予備品は、次のものを納入すること。
- | | |
|----------------|----------------------|
| 補助継電器及びタイマーリレー | 各種実装数の 100%以上(各1個以上) |
| ヒューズ | 各種実装数の100%以上 |
| 熱動形過電流継電器 | 各種実装数の 50%以上(各1個以上) |
| 予備品等収容箱 | 1式 |
- ケ その他、本仕様書に明記なき事項であっても、性能上欠くことのできないものは、具備しなければならない。

(2) 既設機器の仕様

- ア コントロールセンタ <CC-5> 4面
- (ア) 形式 鋼板製屋内盤 片面形
- (イ) 寸法 W600×H2, 300×D550mm
(チャンネルベースW600×H50×D550mm)
- (ウ) 材質 鋼板製
- (エ) 色彩 マンセル5Y/1

現場説明書 (令和8年4月1日以降適用)

工事名：R8企総管 吉野川北岸工業用水道 取水場コントロールセンタ取替工事（一部債務負担）

- (オ) 定格使用電圧 AC460V（主変圧器2次電圧）
AC440V（モータ定格電圧）
電圧変動 5%
- (カ) 定格母線電流 水平母線 800A
垂直母線 400A
- (キ) 定格短時間電流 30kA 0.5S
- (ク) 定格遮断電流 30kA
- (ケ) 外部接続方式 主回路 C
制御回路 C
- (コ) 製造者 株式会社 東芝
- (サ) 盤面取付器具
- a 名称銘板 1式
- b 表示パネル 1式
- (シ) ユニット構成 以下及び表1の通り
- a 225AF電源送りユニット 5台
(MCCB、ZCT、51G)
- b 100AF電源送りユニット 1台
(MCCB、CT、A、ZCT、51G)
- c 1.5kW可逆ユニット 5台
(MCCB、MC、THR、CT、A、ZCT、51G)
- d 3.7kW非可逆ユニット（予備） 1台
(MCCB、MC、THR、CT、A、ZCT、51G)
- e 50AF電源送りユニット 5台
(MCCB、ZCT、51G)
- f 50AF電源送りユニット 2台
(MCCB)

表1：ユニット構成

形式	負荷容量	遮断器	定格電流	数量	備考
a 4NL-225	75kW	SS225	175A	5台	取水ポンプ
b 3NL-100	11kW	SS100	75A	1台	排泥ポンプ
c 3KL-20	1.5kW	ES 50	30A	5台	制水弁
d 2ML-20	3.7kW	ES 50	30A	1台	予備
e 2NL-50	25A	EH 50	30A	5台	潤滑水設備母線 (1号、2号) 分電盤、除塵機 UPS

現場説明書 (令和8年4月1日以降適用)

工事名: R8企総管 吉野川北岸工業用水道 取水場コントロールセンタ取替工事 (一部債務負担)

f	2ST- 5	0.5kVA 1φ	ES 50	20A	2台	制御電源
---	--------	-----------	-------	-----	----	------

(3) 新設機器の仕様

新設機器の仕様は、既設機器の仕様を満足するものとする。ただし、以下の点については、既設から変更するものとする。

ア コントロールセンタ <CC-5>

(ア) ユニット構成

a 1号取水ポンプ関係ユニットの削除

4NL-225 数量 5台 → 4台

3KL- 20 数量 5台 → 4台

b 予備ユニットの削除

2ML- 20 数量 1台 → 0台

c その他

- (a) 空ユニットについては、ユニット収納スペースにより、既設より数量等が変更しても構わない。

(イ) 形式及び面数

既設コントロールセンタについては、片面型4面構成であるが、新設機器について、設置スペースに問題がなく設備の運用上必要な機能を満たすのであれば、構成は自由とする。

(ウ) 母線引込

既設コントロールセンタは、コントロールセンタ側面に設置されているケーブルダクトにて母線を引き込んでいるが、極力コントロールセンタ内で母線の引き込みを完了させる構成とする。

現場工事

1 一般事項

- (1) 受注者は、本工事の現場作業の着手に際し、あらかじめ作業手順及び施工要領等について監督員と協議を行わなければならない。
- (2) 受注者は、現場工事の施工に際し、十分な経験を有する技術員が適用規程等を遵守の上で施工し、工事対象外設備の運用に支障を及ぼすことのないよう留意しなければならない。
- (3) 受注者は、作業の安全性確保のため、表示板、安全区画等の対策を講じなければならない。
- (4) 受注者は、既設建造物及び諸設備に損傷を与えないように留意しなければならない。万一損傷を与えた場合は、監督員の指示に従い受注者の責任において、原形復旧を行わなければならない。
- (5) 受注者は、工事終了後速やかに工事現場の整理、整頓を行わなければならない。
- (6) 現場工事に必要な測定及び調査は、全て受注者の責任において行い、その不良による手戻りが生じた場合は、受注者の負担により解決しなければならない。
- (7) 発注者の設備機器の運転、停止及び開閉操作等は監督員が行うものとする。ただし、監督員の許可を得た場合はこの限りでない。

現場説明書（令和8年4月1日以降適用）

工事名：R8企総管 吉野川北岸工業用水道 取水場コントロールセンタ取替工事（一部債務負担）

2 現場工事詳細

現場工事の詳細は、次に掲げるとおりとする。

(1) コントロールセンタの取替

既設コントロールセンタCC-5は4面構成であり、通常、CC-5-1F、2Fの2面は主変圧器二次盤の低圧気中遮断器（252-1）二次側から、CC-5-1R、2Rは低圧気中遮断器（252-1）二次側の低圧気中遮断器（252-B）から電源供給されている。

取水ポンプの全台停止期間を最短とするため、コントロールセンタは新設・既設コントロールセンタ並置した状態で、順次ケーブルの敷設替えをすることとするが、ケーブル亘長が不足する場合は直線接続とすること。

接地極は既設を再使用するため、事前に接地抵抗を測定し接地極再使用に問題なきことを確認すること。

日常運用上問題が発生しないよう、操作説明書等の作成及び操作説明会を行うこと。

ア 新設CC-5設置

（ア）取水場電気室床面のアスベスト定性分析を実施する。

（イ）ケーブルピットを築造する。

（ウ）新設CC-5を据え付ける（CC-5-1、CC-5-2の2面（各2面）構成想定）。

イ 新設CC-5-1立上げ（既設CC-5-1R、2Rにて取水ポンプを片肺運転）

（ア）新設CC-5-1から引戻点周辺まで新規の電源ケーブル及び負荷側ケーブルを敷設する。

（イ）既設CC-5-1F、2Fの負荷側ケーブルを離線し、引戻点まで引き戻す。引戻しケーブルの接続を行うが、ケーブル亘長の不足するケーブルは直線接続にて新規負荷側ケーブルと接続する。

（ウ）既設CC-5-1F、2Fの電源ケーブルを離線する。

本作業は、主変圧器二次盤停電（取水ポンプ全台停止）状態での作業を想定している。

（エ）新設CC-5-1の電源ケーブルを接続（主変圧器二次盤）する。

本作業は、主変圧器二次盤停電（取水ポンプ全台停止）状態での作業を想定している。

（オ）新設CC-5-1の試験を行う。

なお、既設機器の回路変更等が必要であれば実施すること。

ウ 新設CC-5-2立上げ（新設CC-5-1にて取水ポンプを片肺運転）

（ア）新設CC-5-2から引戻点周辺まで新規の電源ケーブル及び負荷側ケーブルを敷設する。

（イ）既設CC-5-1R、2Rの負荷側ケーブルを離線し、引戻点まで引き戻す。引戻しケーブルの接続を行うが、ケーブル亘長の不足するケーブルは直線接続にて新規負荷側ケーブルと接続する。

（ウ）既設CC-5-1R、2Rの電源ケーブルを離線する。

本作業は、主変圧器二次盤停電（取水ポンプ全台停止）状態での作業を想定している。

（エ）新設CC-5-2の電源ケーブルを接続（主変圧器二次盤）する。

本作業は、主変圧器二次盤停電（取水ポンプ全台停止）状態での作業を想定している。

（オ）新設CC-5-2の試験を行う。

なお、既設機器の回路変更等が必要であれば実施すること。

エ 既設撤去

（ア）既設（CC-5-1F、2F、1R、2R、チャンネルベース、ケーブルダクト、不要ケーブル）を撤去する。

（イ）既設ケーブルピットをピット蓋等で補修を行う。

現場説明書（令和8年4月1日以降適用）

工事名：R8企総管 吉野川北岸工業用水道 取水場コントロールセンタ取替工事（一部債務負担）

検査及び試験

1 工場検査及び試験

次に掲げる機器については、工場検査等の結果を監督員に提出し了承を得た後に現場へ搬出するものとする。

(1) 対象機器

ア コントロールセンタ

(2) 検査及び試験内容

ア 外観構造検査

イ 絶縁抵抗試験

ウ 耐電圧試験

エ シーケンス試験

オ その他監督員の指示する項目

2 現場立会検査及び試験

現場立会検査及び試験は、次に掲げる項目について行うものとする。

なお、その結果不合格と判断されたものについては、速やかに改善又は補充し、再検査等を受けなければならない。

(1) 検査及び試験内容

ア 員数検査

イ 外観構造試験

ウ 絶縁抵抗試験

エ 動作特性試験

オ その他監督員の指示する項目

現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: R8企総管 吉野川北岸工業用水道 取水場コントロールセンタ取替工事(一部債務負担)

工 程

- 1 他工事等との調整(対象 無)
- 2 施工の制限(対象 無)
- 3 作業時間帯(対象 無)
- 4 工事履行報告書(対象 無)
- 5 その他(対象 無)

用 地 関 係

- 1 ブロック製作ヤード(対象 無)
- 2 仮置ブロック(対象 無)

支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

- 1 支障物件の事前調査(対象 無)
- 2 支障物件の撤去(対象 無)
- 3 立木の置き場所(対象 無)
- 4 その他(対象 無)

公 害 対 策

- 1 事業損失防止対策(対象 無)
- 2 濁水処理(対象 無)
- 3 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)
- 4 六価クロム溶出試験(対象 無)

安 全 対 策

- 1 交通安全施設等(対象 無)
- 2 交通誘導警備員(対象 無)
- 3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 無)
- 4 建設用防護管(対象 無)

建 設 副 産 物

- 1 建設発生土の利用(対象 無)
- 2 建設発生土の搬出(対象 無)

現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: R8企総管 吉野川北岸工業用水道 取水場コントロールセンタ取替工事(一部債務負担)

3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 有)

- 1 受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設(再資源化施設)へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。
- 3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。
- 4 受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

	コンクリート塊	アスファルト塊	木材	スクラップ (有価物)	廃プラスチック類
対象物	○			○	○

4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)

- 5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)
- 6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)
- 7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)
- 8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)
- 9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)
- 10 一般廃棄物の搬出(対象 無)
- 11 根株等の利用(対象 無)
- 12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

工 事 用 道 路

- 1 工事用道路等の補修(対象 無)

仮 設 備

- 1 床掘(対象 無)
- 2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)
- 3 仮設防護柵工(対象 無)
- 4 仮締切り(土留)(対象 無)
- 5 鋼矢板二重締切(対象 無)
- 6 水替施設(対象 無)
- 7 異常出水の処置(対象 無)

そ の 他

- 1 図面の電子納品(対象 無)
- 2 標準断面図板設置の省略(対象 有)

現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: R8企総管 吉野川北岸工業用水道 取水場コントロールセンタ取替工事(一部債務負担)

本工事は、標準断面図板の設置を省略する。

※(対象 無)の場合は、標準断面図板の設置が必要である。

3 しゅん工標設置の省略(対象 有)

本工事は、しゅん工標の設置を省略する。

※(対象 無)の場合は、しゅん工標の設置が必要である。

4 施工計画書(対象 有)

受注者は、徳島県土木工事共通仕様書1-1-1-5の規定に基づき、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

※受注者は、当該項目の対象の有無に関わらず、低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事(低入札工事)においては、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

6 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

7 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)

8 セメント・モルタル吹付(対象 無)

9 水抜孔(対象 無)

10 種子吹付(対象 無)

11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)

13 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等(対象 無)

14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

16 新技術の活用について(対象 無)

17 アスファルト舗装工事(施工途中の交通開放)(対象 無)

現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: R8企総管 吉野川北岸工業用水道 取水場コントロールセンタ取替工事(一部債務負担)

18 橋梁修繕工事(伸縮装置取替)(対象 無)

19 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7220049/>